

「法テラス」のさらなる体制整備・充実を求める意見書

司法制度改革の一環として、法律サービスをより身近に受けられるようにするため総合法律支援法が2年前に施行された。同法に基づき「日本司法支援センター」(愛称・法テラス)が設立され、10月2日、全国で一斉に業務を開始した。

法テラスは「身近な司法」実現へ中核となる組織で、情報提供、民事法律扶助、司法過疎対策、犯罪被害者支援、国選弁護の事務などを主な業務としている。業務開始の初日だけで全国で約2,300件もの相談があり、期待のほどがうかがえる。

今後、法的トラブルの増加も予想されるだけに、法テラスは時代の大きな要請に応える機関である。2005年、2006年に鳥取、茨城県等で4回の試行を実施した結果からは、相談件数が年間100万～120万件を超えると予測されており、これに対応できるだけの体制整備が望まれる。よって、法テラスの体制をさらに充実させるため、下記の項目について早急を実施するよう強く要望する。

記

- 1 高齢者、障害者などの司法アクセス困難者への配慮として、訪問や出張による相談等を実施すること。
- 2 「法テラス」について、特に高齢者、障害者、外国人、若者等に配慮し、きめ細かく周知徹底を図ること。
- 3 利用者の利便性を鑑み、「法テラス」は日曜日も業務を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月28日

鳥取市議会議長 上杉 栄一

衆議院議長
参議院議長 様
内閣総理大臣
法務大臣